

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは翌日)

## 規 則

### 目 次

- ◇規 則 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則
- 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第十一号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則(

昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

題名中「公務災害補償」を「公務災害補償等」に改める。

目次中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この規則は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条中「職員」の下に「通勤」を加え、「第二条第三項」を「第二条第四項、第二条第五項」に改め、「職員」の下に「通勤」を加える。

第三条中「公務に基づく」を「公務又は通勤により生じた」に、「指定する職員」を「指定する者」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

(給与その他の収入の一部を受けない場合における休業補償)

第六条の二 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため、勤務その他の業務の全部について従事することができない場合において職員が受ける給与その他の収入の額が補償基礎額の百分の六十に相当する額に満たないときは、当該満たない額に相当する金額、勤務その他の業務の一部について従事することができない場合において職員が受ける給与その他の収入の額が補償基礎額に満たないときは、当該満たない額の百分の六十に相当する金額を休業補償として支給する。

(葬祭補償の額)

第六条の三 条例第十四条に規定する規則で定める金額は、七万円に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額とする。

第十五条第一項第三号にハとして次のように加える。

ハ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合においてその妻が五十歳若しくは五十五歳に達したとき(条例第十一條第一項第四号に規定する廢疾の状態にあるときを除く。)、又は条例第十一條第一項第四号に規定する廢疾の状態になり、若しくはその事情がなくなつたとき(五十五歳以上であるときを除く。)

第十七条第一項中「安全補助ステッキ、松葉づえ」を「歩行補助つえ」に改める。

第十八条第一号ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「旅行する場合」の下に「又は特別急行列車を運行する線路により片道三百キロメートル以上旅行する場合」を加え、同条第三号中「八円」を「十一円」に、「場合においては、この限りでない。」を「場合は、知事が別に定める額とする。」に改め、同条第四号中「別表の宿泊料の項の甲地方である地域」を「別表の備考に規定する甲地方」に、「二千七百円」を「三千七百円」に、「その他の地域」を「同表の備考に規定する乙地方」に、「二千三百円」を「三千三百円」に改める。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

(通勤による災害に係る一部負担金)

第二十四条 条例第二十二條第一項に規定する規則で定める職員は、次の各号の一に該当する者とする。

一 第三者の行為によつて通勤による災害を受けた者

二 療養開始後三日以内に死亡した者

三 同一の通勤による災害に関し、既に一部負担金を払い込んだ者

2 条例第二十二條第一項に規定する規則で定める金額は、二百円(日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の被保険者である職員にあつては、五十円)とする。ただし、当該額が現に療養に要した費用の総額を超える場合には、当該現に療養に要した費用の総額に相当する額とする。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号

公務(通勤)災害補償通知書

..... 年 月 日

..... 殿 (実施機関の職氏名)

..... 閣

あなたは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により、下記の公務(通勤)による災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

記

1 被災職員の氏名

2 傷 病 名

3 災害発生日

- (注意事項)
- あなたは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により補償を受けられますので、すみやかに請求書提出してください。なお、同条例の規定によりその補償の制限を受ける場合もありますので、被災職員の所属機関とよく連絡をとり、その指示を受けてください。
  - 補償を受ける権利は、2年間(障害補償及び遺族補償については、5年間)行わないときは、時効によつて消滅します。
  - 実施機関の行う補償の実施について不服がある場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第22条に定める手続に従つて、公務災害補償等審査会に対して審査を申し立てることができます。
  - その他詳細については、被災職員の所属機関に問い合わせてください。

様式第三号中

※ 12医師の証明		診療費の内訳	1点単位 円
(傷病名)	項目内訳と記入欄		金額(円)
	(傷病の経過)	診察	初診
再診			
投薬		療養指導	
		内服薬 (薬名及び使用量)	
注射		外用薬 (種類)	
		注射薬 (種類)	(回数等)
処置		処置名	(回数等)
		手術名	(回数等) 年 月 日
検査		検査名	(回数等)
		透視診断	(フィルムの大きさ枚数等)



様式第四号中

- 6 (一部休業した日に得ることができる給与その他の収入)
- (1) 給与の総額
- (2) その他の収入の総額

入院料	入院年月日	年 月 日		
	入院期間	月 日 から 月 日 まで	日間	
	病室	基食 看1	1月未満 3日間	× 日間
		普食 看2	1月以上 3月未満 3日間	× 日間
	診療所	特食 看3	3月以上 3日間	× 日間
食無 基寝		医学管理 点	× 日間	
その他の加算				
(13)	診療報酬点数表により計算できる合計額	1点単位	円	
(14)	診療報酬点数表により計算できないもの(例えば診断書料・入院室料差額等)		円	
(15)	診療費請求合計額	(13) + (14)	円	

上記の事項は、事実と相違ありません。(この欄の記入は、診療にあつた医療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)

年 月 日 医療機関の {所在地 称 名 医師の氏名}

に改める。

の額)	円	円
円	円	円

6 全部休業した日に支払われた給与その他の収入の総額

一部休業した日に支払われた給与その他の収入の総額

8 休業補償額の計算	全部休業日数の場合	(補償基礎額) × (請求日数) × $\frac{60}{100}$ =
	一部休業日数のある場合	(補償基礎額) (請求日数) ×
9 休業補償請求金額		×

(一部休業した日に支払われた) 給与その他の収入の総額

円 ×  $\frac{60}{100}$  = 円

8 休業補償額の計算	全部休業の場合	(補償基礎額) × (請求日数) × $\frac{60}{100}$ =
	一部休業の場合	(補償基礎額) (請求日数) ×
9 休業補償請求金額		×

(A) (補償基礎額) (請求日数) (全部休業した日に支払われた) 給与その他の収入の総額 ×  $\frac{60}{100}$  =

(B) (補償基礎額) (請求日数) (一部休業した日に支払われた) 給与その他の収入の総額 ×  $\frac{60}{100}$  =

(A)+(B)



を「条例第11条第1項第4号に規定する」に改める。

様式第十六号の注意事項の3の2を次のように改める。

(2) 受給権者が妻で、他に遺族補償年金を受けることができない遺族がない場合において、その者が議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「条例」という。)第11条第1項第4号に規定する病状の状態にあるとき(55歳以上の場合を除く。)

及び受給権者又はその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができず遺族が条例第11条第1項第4号に規定する病状の状態にあることにより遺族補償年金を受けることができず遺族であるときは、その病状の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類及び資料

様式第十七号中「公務災害者福祉施設」や「公務災害者等福祉施設」に改める。

様式第十九号の記入要領の1の1中「公務上の」や「公務又は通勤による」に改め、同様式の記入要領の1の5中「公務上の」を削り、同様式の記入要領の1の8の2中「公務災害補償」や「公務災害補償等」と、「備考6」や「別表の備考の6」に改め、同様式の記入要領の1の4中「公務災害」や「公務上の災害又は通勤による災害」と改める。

様式第二十号の記入要領の3の2中「公務災害補償」や「公務災害補償等」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条

例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第十七条及び第十八条の規定は昭和四十八年四月一日から、改正後の規則第六条の三及び次項(公務上の死亡に係る葬祭補償の額に関する部分に限る。)の規定は同年九月一日から、改正後の規則第六条の二及び第二十四条並びに次項(公務上の死亡に係る葬祭補償の額に関する部分を除く。)の規定は同年十二月一日から適用する。

(経過措置)

3 改正後の規則第六条の三の規定による金額が補償基礎額の六十倍に相当する金額に満たないときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十四条に規定する規則で定める金額は、当分の間、改正後の規則第六条の三の規定にかかわらず、当該補償基礎額の六十倍に相当する金額とする。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十二号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則(昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号)の一部





歳入金支払通知書

下記の金額を 銀行 歳 出 張 所 から受領してください。

年 月 日

県税事務所出納員 国

年度歳入	一 般 会 計	
小 切 手	第 号	
歳入金送金請求書	第 号	
送金請求銀行名	銀行	¥

※ 上記金額は、自動車税過額納金として

上記の金額を領収しました。

収 入 印 紙

受取人

住 所

氏 名

注 意 事 項

- 1 受取人は、表面領収証書欄に年月日、住所及び氏名を記入し、印を押してください。
- 2 受取人が県外であるときは、同封の小切手で領収し本書は、表面領収証書に記名押印のうえ、指定の銀行に返送してください。
- 3 受取人が代理人に現金支払の請求をさせようとするときは、本人が下記委任状欄に相当の事項を記入し、記名して印を押すか、又は別に委任状を差し出してください。
- 4 印紙税法の規定により印紙税を納めることになっている場合には、所定の額に相当する収入印紙をはり、消印してください。
- 5 この通知書の発行の日付から1年を過ぎたときは、銀行は、支払をいたしませんから注意してください。
- 6 この通知書を亡失したときは、直ちにその旨を支払を受ける銀行に通知し、支払の停止を請求してください。この場合、その支払がまだなされていないときは、その銀行を経由して、亡失した旨を発行庁へ届け出てください。

収 入 印 紙

委 任 状

表面の金額の領収を

に委任します。

年 月 日

住 所 氏 名

(注) 受取人は、裏面の注意事項をよく読んでください。

第十七号様式その二の次に、次の二様式を加える。

第三十九号様式その二を次のように改める。  
第三十九号様式 その二

第 号	自動車税過課納金還付 (充当) 整理簿	
所 長 次 長	統括税務専門員 合	議 主 査
記		
下記のとおり還付 (充当) してよろしいか伺います。		
登録番号	整理番号	年度
過課納金の 生じた事由	まつ消 転 出 異 動 変 更 課 納 課 税 免 除	
過課納金の 内容	納付すべき金額 ① 納付した金額 ② 過課納金 (②-①) ③ 円	
還付加算金 の	納付年月日 始期 終期 日数 金 額 ④ 合計 (③+④) ⑤ 円	
充 当 額	科 目 年度 整理番号 納付(入)額 今回の充当 還付する金額 円 円 円 円 円 円 ⑦ ⑧-①-⑦) 円	
の 内 容		
決議年月日	一人別徴収科目別小計徴収簿還付(充当)支払小切 簿記載 計表 記載 通知書 手等	還付請求書
備 考		

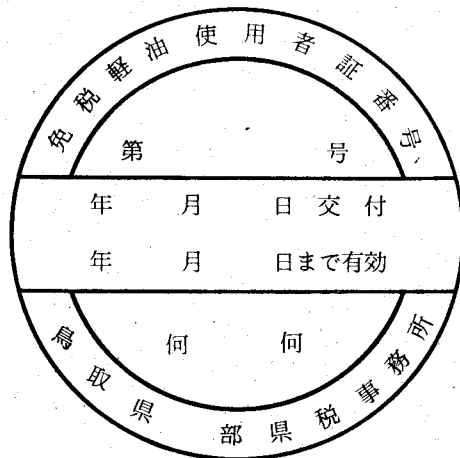
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)

第六十六号様式



附 則

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

備考 何何欄には、免税軽油の用途を表わす文字を入れる。

第六十四号様式中「証明書番号第 (継続検査用)」に改める。  
第六十五号様式の次に次の一様式を加える。